

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年5月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300401 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400014 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 9 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 59 万円とすることが必要である。

平成 9 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない厚生年金保険被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A 社を平成 9 年 9 月 30 日付で退職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日になっている。就業規則や法律に照らしても、退職日の翌日である平成 9 年 10 月 1 日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日であり、請求期間の厚生年金保険の記録がないのはおかしいので調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、請求者が正社員として勤務し、平成 9 年 9 月 30 日に退職した旨回答している上、請求者が提出した同社発行の辞令には「定年により退職とする 平成 9 年 9 月 30 日」と記載されていることから、請求者は請求期間において同社に在籍し、勤務していたものと認められ、請求者は、請求期間において厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと考えられる。

また、オンライン記録によると、請求者は平成 8 年 10 月の定時決定によって標準報酬月額が 59 万円となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日まで同額が継続しているところ、請求者が提出した給与支給明細書及び A 社が提出した請求者に係る厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、請求者の報酬月額に大きな変動は見られないことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 59 万円とすることが妥当である。

一方、請求者が提出した平成 9 年 10 月度給与支給明細書（平成 9 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までの給与）において厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、A 社は請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除しなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はなく、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の請求期間については厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項の規定には該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することができない。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険の被保険者期間については、前述のとおり厚生年金特例法第1条第1項の規定に該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない厚生年金保険被保険者期間として記録することが必要である。